## 議案第32号

上尾市幼児教育振興協議会規則の一部を改正する規則の制定について 上尾市幼児教育振興協議会規則の一部を改正する規則を次のように定める。 平成24年5月25日提出

上尾市教育委員会教育長 岡野栄二

上尾市幼児教育振興協議会規則の一部を改正する規則

上尾市幼児教育振興協議会規則(昭和53年上尾市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「8人」を「10人以内」に改め、同条第2項各号を次のように改める。

- (1) 幼児教育に関し学識経験を有する者
- (2) 市立保育所又は私立保育園において保育事業に携わっている者
- ③ 市立幼稚園又は私立幼稚園において幼児教育に携わっている者
- (4) 市立小学校を代表する者 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

上尾市幼児教育振興協議会規則の一部を改正する規則に対する修正案 上尾市幼児教育振興協議会規則の一部を改正する規則の一部を次のように修正する。

第3条第2項第2号及び第3号の改正規定中「又は」の次に「市内に設置されている」を加え、同項第4号の改正規定中「市立小学校」を「市立小学校長」に改める。

## 提案理由

幼稚園・保育所(園)・小学校が連携し、幼児期の教育と小学校教育のより一層の円滑な接続を図るため、上尾市幼児教育振興協議会委員に市立保育所又は私立保育園において保育事業に携わっている者を加えて組織するよう所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

【 白紙 】